

光報



よいち

2021

(令和3年)

2月号

No.838



▲ 写真：詳細は14ページをご覧ください

今月の記事

02・03 各種減免等について

06 雪による被害防止について

07 余市町保育士等登録制度のご案内

08 水道課からのお知らせ

介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、次の要件を満たす方は介護保険料の減免を受けられます。

■対象要件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方・全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）が減少し、次の全てに該当する方……一部免除
 - ・令和2年中の事業収入等のいずれかが令和元年中の当該事業収入等の額と比べ、3割以上減少していること。
 - ・事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること。

※年金収入のみの方は上記②の対象になりません。

※事業等の廃止や失業の場合には、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部が免除になります。

■対象期間 納期限：令和2年2月1日から令和3年3月31日まで

■申請期間 令和3年3月31日まで

■申請方法

申請には次の書類が必要となります。

- ・介護保険料減免申請書
- ・令和元年中及び令和2年中の収入のわかるものの写し（源泉徴収票、確定申告書の控え等）

申請は原則として、郵送でのみ受け付けますので、事前に電話により保険課までお問い合わせください。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119

要介護認定を受けている方の税の申告～障害者控除と医療費控除～

所得税や住民税の申告の際、以下の要件を満たしている場合、それぞれ控除を受けることができます。

障害者控除について

- 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方⇒『障害者控除』の対象となります。
- 上記の手帳をお持ちではない方 ⇒身体状況等が一定の条件^{*1}に該当する方も、町で発行する「障害者控除対象者認定書」の交付により『障害者控除』の対象となります。

※1身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認できること。

おむつ代医療費控除について

- 初めての方＝主治医発行の「おむつ使用証明書」により『医療費控除』を受けることができます。
- 2年目以降＝身体状況等が一定の条件^{*2}に該当する方のみ、町で発行する「おむつ代医療費控除に係る確認書」の交付により『医療費控除』の対象となります。

※2身体状況等の一定の条件：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認できること。

手続きには、保険課で申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 保険課 介護認定グループ ☎21-2119



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づき減免を実施します。

■減免の対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年中の収入が令和元年と比べ一定以上減少しており、次の全てに該当する世帯

- ・令和2年中の事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、令和元年に比べて3割以上減少している。
- ・令和元年合計所得額が1,000万円以下である。
- ・減少している収入に係る所得以外の令和元年合計所得額が400万円以下である。

●ただし、次に該当する方は、②の減免対象外です。

- ・主たる生計維持者の収入が、年金収入のみ（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）。
- ・主たる生計維持者が、雇用保険の受給資格があり、軽減の対象となる方（※非自発的失業者）の、給与収入の減少による減免（国民健康保険税）。

※非自発的失業者：失業時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のこと。雇用保険受給資格者証の第1面「⑫離職年月日 理由」欄により判別します。

■減免の対象となる国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

令和2年2月～令和3年3月納期

■申請期限

令和3年3月31日（水）まで必着 ※お早めに申請ください。

■申請方法

申請は原則として、郵送でのみ受け付けますので、事前に電話により保険課までお問い合わせください。

■その他

- ・申請書様式および詳細は町ホームページにも掲載しております。

<http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinoyouhou/kokuho-iryuu/2020-0701-0938-16-genmensinnsei.html>

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎ 21-2121



国民年金からのお知らせ

■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所国民年金課 ☎ 0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎ 21-2120

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害基礎年金、障害厚生年金に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、治療の観点から急を要さない障害状態確認届（診断書）の取得等のみを目的とした受診を回避するため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が延長されています。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所お客様相談室 ☎ 0134-65-5003



介護保険サービスについて

町では、高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険サービスとして次の事業を実施しています。

緊急通報システム事業

■事業内容

自宅に緊急通報装置や火災報知機を設置し、24時間365日、看護師や相談員が電話による相談や通報を受け付けます。緊急時には、消防署に通報するとともに、利用者の家族や地域の民生委員に連絡します。

■対象者

余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、身体上の慢性疾患等により緊急時の対応ができないと認められる単身世帯の方 など

※利用希望者には別途面談を実施し、利用の可否を判定します。

■利用料 無料（ただし、通報時の電話代は自己負担となります。）

訪問配食サービス事業

■事業内容

週1回または週2回、利用者宅へ栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、配食時の安否確認を行います。

■対象者

余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、栄養改善または在宅での自立支援が必要と認められる単身世帯または高齢者世帯の方 など

※利用希望者には別途面談を実施し、利用の可否を判定します。

■利用料 1食あたり400円

利用を希望される場合は、随時お問い合わせください。

問合せ	保険課 介護保険グループ	☎21-2119
	余市町地域包括支援センター	☎48-6015
	余市町在宅介護支援センター	☎22-3115



【余市税務署からのお知らせ】～令和2年分確定申告について～

余市税務署では、令和2年分所得税の確定申告等の相談および申告書の受付のため、次のとおり確定申告会場を開設します。

開設期間 2月16日（火）から3月15日（月）まで

受付時間 平日：午前9時から午後4時まで

会場 余市税務署（余市町朝日町1番地）



本年は、新型コロナウイルス感染症対策として、確定申告会場（余市税務署）の混雑を緩和し、いわゆる「3密」を防止するため、会場への入場には「入場整理券」が必要になります。

入場整理券の配付方法は、次の2通りです。

①LINEアプリで事前発行

来場希望日の**10日前から、希望日時を選択して事前に入手**することができます。

②確定申告会場当日分を配付

先着順に配付いたします（希望日時の選択はできません）。

なお、入場整理券の配付状況や相談状況により、来場された時間よりも後の時間帯の入場になる場合があります。

また、当日分の整理券の配付が終了した場合など、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税の確定申告書等を作成し、e-Tax（電子申告）または印刷して郵送で提出することができます。

申告書の作成や入場整理券の配付方法などの詳細は、国税庁ホームページ（「札幌国税局 確定申告」で検索）をご覧ください。



▲詳細はこちら

問合せ 余市税務署 ☎22-2093



譲渡所得特別控除に関する確認書についてのお知らせ

低未利用土地等 確認書について

令和2年度税制改正において、「低未利用土地等の適切な利用・管理を促進するための特例措置」が創設されました。この特定措置の適用を受けるためには、確定申告時にまちづくり計画課が発行する「低未利用土地等確認書」が必要になります。

■特例措置の概要

個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に都市計画区域内にある所有期間が5年を超える土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地等を500万円以下で譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を特別控除するものです。

詳細な内容は、次の国土交通省のホームページをご確認ください。

土地の譲渡に係る税制：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html

被相続人居住用家屋 等確認書について

平成28年度税制改正において、「空き家の発生を抑制するための特定措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」が創設されました。この特定措置の適用を受けるためには、確定申告時にまちづくり計画課が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要になります。

■特例措置の概要

昭和56年5月31日以前に建築された被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除される制度です。

詳細な内容は、次の国土交通省のホームページをご確認ください。

空き家の発生を抑制するための特例措置：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

●確認書の発行について

いずれの確認書の発行にあたっては、各種条件についての確認が必要となります。

必要な書類等につきましては、ホームページをご覧になるか、次の問い合わせ先までご確認ください。

申請受付から確認書交付まで1週間から10日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。また、申請書の提出は申請者より直接書類提出願います。代理の場合は委任状（様式任意）の提出が必要です。

郵送の場合は返信用切手を貼った封筒（郵便番号、住所、氏名を記入）を同封し申請してください。

※確認書の発行手数料はかかりません。

問合せ まちづくり計画課 空家対策グループ ☎21-2124



雪による被害防止について

■家の中で安全に過ごすために

- ・ 気象情報に注意して、暴風雪が予想されるときは、外出を避けましょう。
- ・ 日頃から停電に備え、懐中電灯・携帯ラジオ・防寒具・ポータブルストーブ・灯油・非常食・飲料水などを準備しておきましょう。
- ・ F F 式暖房機などを使用している場合は、一酸化炭素中毒を起こすおそれがありますので、給排気口付近が雪でふさがれないように注意しましょう。

■車で外出するときに気をつけること

- ・ 万一に備えて、携帯電話を忘れずに所持しましょう！
- ・ 車が立ち往生する可能性があるので、防寒着・長靴・手袋・スコップ・けん引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出かけましょう。また、万一に備えて飲料水や非常食も用意しておくで安心です。
- ・ 運転していて、地吹雪などにより危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。
- ・ 大雪や吹きだまりなどで車が立ち往生したときは、J A F などのロードサービスや近くの人家などに必ず救助を依頼しましょう。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにしてください。
- ・ 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡して、車の中で救助に備えてください。
- ・ 車が雪に埋まったときは、エンジンを切りましょう。マフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすおそれがあります。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、こまめにマフラーまわりを除雪してください。

■除雪を行うときに気をつけること

- ・ 屋根の雪下ろしをするときは
 - 複数で行う >> 梯子を支える。安全を確認する。万一の場合は、救助を求める！
やむ得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかける！
 - 滑り止め >> 靴や梯子に滑り止めをつける等の工夫をする！
 - 命綱をつけて >> 面倒でも、腰に命綱をつけて滑った場合や雪の急落に備える！
 - 周囲を確認 >> 屋根の下を通行する人や子どもに注意する！
- ・ 除雪機を使用するときは
 - 服装に注意 >> 機械に巻き込まれないような服装に着替える！
 - 雪が詰まった場合 >> 機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止する！
 - 周囲を確認 >> 通行人や子ども等に注意する！
- ・ その他の注意事項
 - 屋根の雪に注意 >> 屋根の下を通るときは、「雪」や「つらら」に注意する！
 - 除雪時の健康に注意 >> 無理に除雪作業は行わない。除雪作業で汗をかいたら着替えをする！
 - 気象情報に注意 >> 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出は控える！

問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142



余市町保育士等登録制度のご案内

町立の保育所・放課後児童クラブ等の保育・子育て支援施設や各種検診・妊婦新生児訪問事業で活躍していませんか？

次の職種の就労を希望される方に登録いただき、必要としている施設から、登録されている方に連絡をして、一日または数時間単位でお手伝いに来ていただく制度です。

町内の施設で働いてみたい方や資格を持ちながら現場を離れて再就職を考えている方など、ぜひ登録をお願いします！

※本制度に登録することにより、就労を保障するものではありません。

■募集する施設・職種・資格について

子育て部門

保育士や幼稚園教諭、調理師等の資格をお持ちの方や、資格はなくても子どもと関わる仕事をしてみたい方



健康推進部門

保健師や助産師、栄養士の資格をお持ちの方で、各種検診における受診勧奨、問診、事後指導や、妊婦新生児訪問等に協力いただける方



詳細については、問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



令和2年度一般会計補正予算（第8・9号）

令和2年余市町議会第4回臨時会および第4回定例会において、可決されました令和2年度一般会計補正予算（第8・9号）の概要をお知らせします。

補正予算の状況（第8号）

令和2年度一般会計補正予算（第8号）では、プレミアム付商品券事業に係る委託料の補正計上のため、2,000万円を増額し、補正後の予算は114億8,102万4千円となりました。

補正予算の状況（第9号）

令和2年度一般会計補正予算（第9号）では、寄附に伴う各基金への積立金や、ふるさと納税取扱業務に係る経費、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費、私立幼稚園等の入園児童の増加に伴う教育・保育給付負担金、新型コロナウイルス感染症対策事業などの補正計上のため、3億8,050万7千円を増額し、補正後の予算は118億6,153万1千円となりました。

主な歳出の補正内容（第9号）

- | | |
|---|----------------------------------|
| ● 寄附に伴う各基金への積立金 …… 1,028万6千円
(社会福祉施設等建設基金、公共施設建設整備基金、ふるさと応援寄附金基金、図書整備基金) | ● 一般廃棄物等収集運搬従事者特別給付金 200万円 |
| ● ふるさと納税取扱業務関係経費 1億5,125万5千円 | ● 更生医療給付助成費 …… 2,057万8千円 |
| ● 飲食店等事業継続支援助成金 …… 1,200万円 | ● 障害福祉サービス費等給付費 …… 9,018万1千円 |
| ● 保育等従事者特別給付金 …… 745万円 | ● 障害児給付費 …… 1,299万円 |
| | ● 教育・保育給付費負担金 …… 1億1,884万9千円 |
| | ● 余市協会病院救急医療体制維持補助金 …… 1,810万7千円 |

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114

ご存じですか？

町ホームページでは写真等がカラーとなっている「広報よいち」をご覧ください。

こちらのQRコードをお読み取りください
QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。





水道課からのお知らせ

水道の凍結にご注意ください！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬日が続いたとき」はご注意ください。



水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。減免の申請の際には、**次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印かんをご用意**のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件
右の4つすべてに該当し

- 住民税が非課税の世帯であること。
- 水道の用途区分が「一般用」であること。
- 減免申請者が水道の使用名義人であること。
- 生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



①と②を
確認出来るものと、
印かんを持って
水道課で申請

②世帯要件
右の4つのいずれかに該当すると

- 高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- 身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- 特殊事情世帯：その他、災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7㎡まで）	超過料金（1㎡につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15㎡の場合

・通常 1,826円 + (15㎡ - 7㎡) × 270円 = 3,986円

・減免後 1,588円 + (15㎡ - 7㎡) × 235円 = 3,468円

3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円の軽減

水道料金
一部軽減

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



事業者向け家賃等軽減助成金

中堅・中小企業、個人事業者の事業継続のための家賃等軽減助成金の申請を受付しています

■対象：新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける

①町内で事業を行うために、家賃・地代等を負担する法人、個人事業者の皆さん（借主）

②法人、個人事業者で、町内で事業を行う事業者のために、家賃・地代等の全部または一部減免をおこなう皆さん（貸主）

■助成額

家賃・地代等（全部または一部減免にあつては減免相当額）×2か月分×1/3（1か月あたり上限5万円）

■申請期間：2月15日（月）まで ※2月16日（火）以降、申請受付はできません

助成の対象になるためにはその他一定の要件があります。詳細は、町もしくは商工会議所にお問合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125 Fax 21-2144

余市商工会議所 ☎23-2116 FAX 22-5100



余市宇宙記念館からのお知らせ



2月のおもしろ宇宙教室

現在受付中

名 称	日 時・内 容	定員
四季の星座教室 ^⑩ (全10回)	7日 ^⑨ オリオン座やおうし座等、冬に見える星空について学ぶ <<午後2時～(60分)>>	7人

※対象は、すべて小学生以上です。教室の参加には入館料はかかりません。

※申込みは各教室の1か月前から電話で受付します。

※教室の参加には、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。

余市宇宙記念館では「サポートボランティア」を募集しております。

※詳細は ☎ 21-2200 お問合せいただくか
余市宇宙記念館ホームページ
(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ ホームページをご覧ください

★天体観望会は当面の間、開催を見合わせます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用を制限する場合がございます。詳しくは、お問合せください。

◆施設の利用について
冬期間は宇宙記念館を有効に活用していただくため、多目的シアターや会議室などの各施設を利用できません(有料)。各種会議等にご利用ください。

◆観覧について
宇宙記念館は4月16日(金)まで、展示施設の観覧は休止しています。なお、冬期間は教室や講座など各種事業を開催します。詳しくはその都度ご案内します。

冬期間の宇宙記念館の運営について



地球から見た位置が太陽に近く、観察には適していません。

★金星、木星、土星

おひつじ座を東に移動し、下旬にはおうし座に入ります。日の入り後の南西から西の空に見え、明るさは0.4等から0.9等。

★火星

新月は12日、満月は27日です。

★月

2月13日頃は、新月直後の細い月を観察してみましょう。18日頃になると、月は火星に接近します。

2月のほしぞらは、明るい星の多い冬の星座たちが、暗くなつて間もない空を彩ります。夜が更けると、しし座や北斗七星など、春の星たちが東の空に姿を現します。

国立天文台のホームページ
(www.nao.ac.jp/astro/sky/2021/02.html) から2月のほしぞら情報をお届けします。

ほしぞら情報

余市宇宙記念館では「館外PRパンフレット」に掲載する広告を募集しています。

申込み期間 2月2日(火)～16日(火)

申込み・問合せ 余市宇宙記念館 ☎ 21-2200 (詳細は町ホームページをご覧ください)

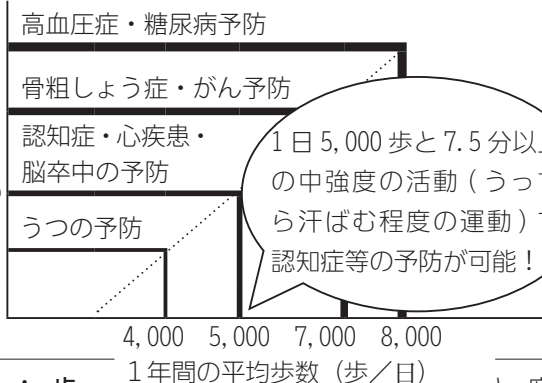
余市町の空間放射線量率

12月22日～1月21日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
(最高値: 7.9 nGy/h、最低値: 2.4 nGy/h、平均値: 3.2 nGy/h)

※通常測定される値は1.0～6.0 nGy/h程度で、天候等により一時的に上昇する場合があります。

1年間の平均中強度活動時間(分/日)

【歩数・活動時間と病気の予防相関】



1日 5,000 歩と 7.5 分以上の中強度の活動(うっすら汗ばむ程度の運動)で認知症等の予防が可能!

●あまり歩かない、動かない生活は血管や足腰の老化を早める！
運動不足は、ほとんどの生活習慣病の要因となる肥満を招きます。内臓脂肪の蓄積は動脈硬化を起し、高血圧や糖尿病など血管をむしばむ生活習慣病へと進行します。また、体重増加は膝や腰に負担をかけ、日常生活に支障をきたすこともありま

運動不足による肥満は生活習慣病の引き金に

●今より10分多く身体を動かそう！
歩く合間にランチでちょっと離れたお店に行く

【3メッツ以上の活動】

活動例	メッツ
掃除	3.3
自転車	3.5 ~ 4.0
早歩き	4.3 ~ 5.0
階段	8.8

計算例：普通歩行
3メッツ×1時間
= 3メッツ・時

●毎日60分歩くことを目安にしましょう！
では、実際にはどれくらい運動をしたらよいのでしょうか？運動量を表す単位として、「メッツ」という単位があります。運動や身体活動の強度の単位で、安静時を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで運動の強度を示します。犬との散歩など普通に歩く(普通歩行)ことが、3メッツの強度の身体活動になります。身体活動量の基準は、3メッツ以上の身体活動を「1週間に23メッツ・時」行うことです。具体的には、歩行またはそれと同等以上の強度で、毎日60分身体を動かすことが身体活動量の目安です。

運動はグループで行うともっと有効！

1人で運動している人とグループに参加し運動している人では、同じ運動頻度であってもグループに参加しているほうが要介護になる確率が低いとの報告もあります。



座りっぱなしの人は要注意！

長時間の座りっぱなしは健康に悪影響があります。座りっぱなしの人は、30分に1回は、立ち上がって軽くストレッチを！



●毎日続けられる運動を
今まではあまり運動していない人が、いきなりたくさん運動するのは難しいものですが、三日坊主でも、何度もトライし続けることで、運動習慣が身に付くといわれています。まずは日常生活の中でできるだけ身体を動かす機会を増やすことから始めましょう！

活発な高齢者ほど要介護リスクも低い！

1日に40分ほど身体を動かす高齢者は10~15分ほどしか動かない人に比べて、関節痛や認知症になるリスクが20%も低いことがわかっています。



- ・仕事の休憩時間に軽くストレッチ
- ・家の前の除雪を行う
- ・生活の中でこまめにエレベーターなどは控え、階段を積極的に利用
- ・テレビを見ながらストレッチやスクワットをする
- ・掃除や洗濯などの家事をキビキビ行う
- ・歩いて買い物や子ども・孫の送り迎えをする

センターバス健診のお知らせ
2月15~16日にバスで行く札幌健診ツアーが行われます。今年度最後の集団健診です。特定健診ともがん検診も受けることができます。ぜひ、ご自身の健康管理にお役立てください。

日程：2月15日(月)~2月16日(火)
場所：北海道対がん協会
札幌がん検診センター
申込先：子育て・健康推進課
健康推進グループ

詳しくは町ホームページまたは1月広報折込チラシをご覧ください。

乳がんおよび子宮頸がん検診無料受診券はご利用になりましたか？

令和2年夏ごろ、対象年齢の方に乳がんまたは子宮頸がん検診無料受診券を送付しています。まだご利用でない方は、令和3年3月31日までにご利用ください。

【対象年齢】
乳がん検診

昭和55年4月1日~

昭和56年3月31日

子宮頸がん検診

平成7年4月1日

平成8年3月31日

健康と暮らしの情報（2月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、担当までお問い合わせください。

子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
すくすく教室 (離乳食教室)	R2年6月 ～9月生まれ ※申込みが必要です	2日(火)	10:30～12:00 ※申込み状況によっては 午前と午後に分けて開催 する場合があります	キッズルーム「あつぷる」 (申込先)子育て・健康推進課 栄養指導係 ☎21-2122
1歳6か月児健診	R元年7月生まれ	4日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター入舟分館
3歳児健診	H29年9月生まれ	5日(金)		
10か月児健診	R2年4月生まれ	9日(火)		
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※12日(金)までに 申込みが必要です	17日(水)	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない場合 はご相談ください
4か月児健診	R2年10月生まれ	25日(木)	受付12:00～12:20	福祉センター入舟分館

健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	4日(木) ※変更の可能性 があります	13:30～15:30	俱知安保健所余市支所 ☎23-3104	※3日前までに申込み必要 (申込先)俱知安保健所 ☎0136-23-1957
無料バスで行く! 札幌健診ツアー	15日(月) 16日(火)	バス停により異なります のでお問合せください	北海道対がん協会 札幌がん検診センター ☎011-748-5522	事前に申込まれた方に通知 します。申込みを忘れた方 はお問合せください。
認知症の介護相談	15日(月)	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	ご自由にご相談ください。
健康相談	17日(水)	9:00～15:00	余市町役場	※12日(金)までに申込み 必要

休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号
2月7日(日)	脳神経外科よいち港南クリニック	21-5566
11日(木)	わたなべ内科医院	22-3989
14日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533
21日(日)	勝田内科皮フ科クリニック	22-3843
23日(火)	中島内科	22-3866
28日(日)	勤医協余市診療所	22-2861
3月7日(日)	田中内科医院	22-6125

※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。
休日当番医は変更になることがありますので、
確認してから受診してください。



問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	10日(水)、24日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156 ※法律相談は 事前申込み必要
無料法律相談 (予約制)	12日(金)	13:30～14:30		
	17日(水)	13:00～16:00	中央公民館 203号室	※事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111
	24日(水)	15:00～17:00	余市商工会議所	※事前申込み必要 余市商工会議所 ☎23-2116

※福祉センター入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)、俱知安保健所余市支所(朝日町)、
余市商工会議所(黒川町3丁目)

～その198～ 『大日本果汁のウイスキー』

2月です。90年近く前の2月のこと、ニッカウキスキーの前身、大日本果汁株式会社の主力製品「ニッカ林檎汁」の初出荷をめざして壘詰作業が行われていました。

大日本果汁株式会社は、竹鶴さんが寿屋時代から抱いていた、北海道でウイスキーを作りたいという夢を実現させるべく創立した会社でした。氏は昭和8（1933）年に北海道を訪れて江別と余市を候補地にし、翌9年には笠島余市町長(当時)と地元実業家の但馬八十次さんの案内で、工場建設の地を余市町に決定しました。

果汁販売はウイスキーが出来上がるまでの会社存続の方法だと竹鶴さんが考えたとされていますが、物心両面で協力した、同社相談役の加賀正太郎さんは次の言葉を残されています。

「混濁した大量の苹果汁（リンゴジュース）の所置はどうしたものか、之れを放棄するのは如何にも勿体ないので、結局竹鶴案に依って之れを原料として蒸溜器にかけて、ブランデーを造る事に成った。（中略）しかし、ブランデーの原料苹果（リンゴ）は秋のもので、これの仕込、蒸溜を終れば、他の季節には蒸溜器を遊ばせておかねばならない。そんな勿体ない事は出来ぬので、大麦によってウキスキーの製造も始めたのであるが、それが今日のニッカ・ウキスキーの濫觴（らんしょう）である。」（『ニッカウキスキー80年史』）

つまり、不良品となった同社製品のリンゴジュースを原料にしたブランデー製造をするために蒸溜器を導入し、蒸溜器が稼働しない時期に大麦を使ってウイスキーをつくらうとしたのがニッカウキスキーのはじまりだということのようです。また加賀さんは、寿屋を退社してすぐの竹鶴さんが、ウイスキー工場を造って同社と競り合う意思は全くないということもご本人から聞かれていました。

大日本果汁株式会社は、工場2棟、貯蔵庫2棟、事

務所1棟、研究室1棟、専務社宅1棟、給水場1棟、便所1棟の施設で操業が始まり、果汁製造会社としてスタートできる最小限の施設だったものと思われます。そして同社創立の2年後、昭和11年2月、大阪の喜田専之輔さんに製作を依頼したブランデー蒸溜用のポットスチルが設置され、ブランデーとウイスキーの製造が開始されました。工場施設は徐々に整い、現在の正門から見える大きな三角屋根の乾燥塔や蒸溜棟もほどなくして完成しました。

果汁製造を目的としてスタートし、昭和15年には遂に念願のウイスキーが完成したわけですが、夢を実現するまでには様々な困難があったものと思われます。

ニッカの正門や製品のラベルマークに、スコットランドの王室の紋章によく似たデザインがありますが、これは戦国武将の山中鹿之助の兜を中心に、神社の狛犬を両端に配置したものです。「我に七難八苦を与えよ」と三日月に祈ったとされ、忠誠心のあつい武将といわれた山中鹿之助ゆかりのデザインを竹鶴さんが選んだ理由は、つぎの氏の言葉に見えるような気がします。

「一芸一能の人にさへ成つて置けば、我れは、一個の有用なる人として、何処にか己れの立場を見出し得ぬといふ事はない。更に進んで、『この人は、無ければならぬ人だ』と、世をして、己れの必要を痛切に感じさせる人物に成り得た時は、少なくとも、我れは、是れ一個の人才として、世の大道を闊歩（かつぽ）



▲写真：ニッカウキスキーのラベル・マーク

し、大切な男児の頭を、無暗（むやみ）に人の前に低げずに済む時である。」

= 募集・お知らせ =

児童館行事案内

つどいの広場

保育所見学を行います。

日時 2月16日(火)
午前9時から11時

場所 ●大川保育所
(大川町12丁目3番地)
☎23-6015
●中央保育所
(美園町43番地36)
☎22-2159
●ほうりゅうじ保育園
(沢町5丁目80番地)
☎22-2401

※見学希望の方は、2月12日(金)までに各保育所(園)に連絡してください。

沢町児童館(☎23-5673)

テニポンの会

2月6日(土)午後1時30分～

おひなさま作りの会

2月20日(土)午後1時30分～

※2月17日(水)までに、事前申し込み必要

黒川児童館(☎23-4338)

スピードカップス大会

2月21日(日)午後1時30分～

キッズルーム「あっぷる」

対象 概ね3歳までの
児童と保護者

日時 毎週月～金曜日
午前9時30分から午後4時

※2月2日(火)、19日(金)午後、
26日(金)はお休みです。

場所 キッズルーム「あっぷる」

、除雪作業は手分けをしても数日かかってしまいます。

「地域の安全は地域で守る」という基本的な理念から、消火栓付近の除雪にご協力いただき感謝を申し上げます。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



よいちニコニコ食堂 (こども食堂)

日時 2月27日(土)
午前11時30分～午後1時

対象 子どもだけでなく、地域の子どもだけでなく、地域の方どなたでも参加できます。

申込 電話による事前申込み
内容

ランチの提供(テイクアウトのみ)
紙トンボ作りキットをプレゼント
食事代 高校生まで無料
おとな300円

場所・問合せ

ワーカーズコープ後志事務所
(黒川町3丁目40番地)
☎48-5106



さくらます船釣りは ライセンス制です

後志管内でさくらます船釣りをを行うにはライセンスの取得が必要です。

実施期間 3月1日から5月15日
取得対象者 遊漁船業者、プレジャーボート所有者および漁業者で期間中船釣りにより「さくらます」を採捕(釣り)される方

採捕制限 日の出から日没まで、1人1日10尾以内(漁業者除く)

申請期間 原則として2月5日

問合せ 後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会事務局(小樽市漁業協同組合内)

☎0134-22-5133

FAX 0134-22-5173



各種自衛官募集

自衛官候補生(男子・女子)、予備自衛官候補(一般・技能)を募集します。

●採用上限年齢の引上げについて

自衛官候補生および一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更されました。

※細部応募資格等は、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所

☎0134-22-5521



余市警察署からの お知らせ

●違法・迷惑駐車防止

違法・迷惑駐車は、見通しが悪くなり事故の危険が高まるほか、消防や救急活動を妨げ、冬の除雪の妨げとなり歩行者や車の通行の障害となるのでやめましょう。

また、『道路を車の保管場所として使用すること』も保管場所法という法律違反となります。この法律には、道路上に長時間駐車(12時間以上の駐車、夜間にあつては8時間以上の駐車)をしてはならないことなどが定められており、長時間駐車違反は、罰金20万円以下、違反点数2点という重い罰則が科せられています。

問合せ 余市警察署 ☎22-0110



余市消防署からの お知らせ

●普通救命講習Ⅱの中止について

令和3年2月25日(木)に開催を予定しておりました普通救命講習Ⅱは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止させていただくことになりました。なお、来年度の開催日は現時点で未定となっております。

●住宅用火災警報器の

維持・管理について

定期的に作動確認をしても音が鳴らない場合は、電池切れか機器本体の故障ですので取扱説明書をご覧ください。ホコリなどが付くと感知しにくくなります。1年に1回程度よく絞った布で汚れを拭き取ってください。

●消防署からお礼

冬期間は降雪や除雪車が除けた排雪などで消火栓や標識が雪に埋もれてしまう場合があります。消防職員や消防団員により除雪作業を行っておりますが

①今月のわくわくタイム

親子で制作 「おひなさまを作ろう」

日時 2月17日(水) 午前10時～12時

受付 3日(水)から 定員 5世帯

その他 密集、密接を避け予約制とさせていただきます
定員になり次第締め切りとさせていただきます

②ぐんぐんの日

キッズルームあっぷるで、毎月1回身体測定ができることになりました。

日時 2月9日(火) 午前9時30分から12時 持ち物 母子手帳、バスタオル

問合せ ①、②ともに キッズルーム「あっぷる」 ☎48-8850

「令和3年余市町成人式」開催！
～二十歳の門出を祝福～

1月10日（日）、中央公民館大ホールにて、新成人の輝かしい門出を祝し、令和3年余市町成人式が開催されました。

今年の該当者は、平成12年（2000年）4月2日から平成13年（2001年）4月1日までに生まれた方で、鮮やかな振り袖やスーツに身を包んだ新成人が出席し、新たな一歩を踏み出しました。

式典では、町長から「日本の未来を託された若者としてご活躍されますよう期待しています」と激励され、成人代表は「大人としての義務と責任を果たしていきます」と誓いの言葉を力強く述べました。

式典終了後のアトラクションでは、中学校卒業アルバム写真のスライドショーと恩師からのビデオメッセージの放映が行われました。

なお今年の成人式は、会場内の収容人数を減らすために2部制（完全入替制）とし、式典時間の短縮、マスク着用、座席の間隔を空けるなどの感染症対策を取った新たな形式での実施となりました。

▶ 式場風景



▲ 感謝の気持ちや決意を述べる新成人代表



◀ 上映会風景
スライドショー

寿大学・女性学級 2月学習講座

寿大学第8回学習講座
「歴史探訪講話」

内容 まちの歴史や文化について
期日 2月4日（木）
時間 13時30分～14時30分
会場 中央公民館301号室
講師 余市水産博物館 学芸員 小川康和さん

女性学級第8回学習講座
「福祉講話」

内容 認知症サポーターについて
期日 2月8日（月）
時間 13時30分～14時30分
会場 中央公民館301号室
講師 余市町地域包括支援センター
管理者 古崎俊充さん

※新型コロナウイルス感染症の情勢により中止する場合がありますのでご了承願います。

かんじきウォーキングのお知らせ

かんじきを履き、雪の上をのびのびと歩いてみませんか。
日時 2月16日（火） 10時～12時
場所 後日送付されるハガキに記載
定員 10名 定員になり次第締め切ります。
※かんじきをお持ちの方はご持参下さい。貸出については若干数あります。



ジュニアジャンプ大会中止のお知らせ

2月・3月に余市町で開催予定のジュニアジャンプ大会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催が中止となりました。

《中止となった大会》

- ◇2月13日（土）「雪印メグミルク杯ジュニアジャンプ余市大会」
- ◇3月22日（月）「第64回竹鶴杯・第54回ニッカ杯・第49回笠合杯ジャンプ大会兼第44回ジャンプスポーツ少年団交流大会」

文化財ボランティア説明員募集！

余市町内の三つの国指定史跡（フゴツペ洞窟、旧下ヨイ子運上家、旧余市福原漁場）では、4月末から10月中旬までの週末と祝日の午前10時から午後4時まで（昼休み1時間）、来場者の要望と時間に合わせた案内をしています。

来場者への対応は、社会教育課で作成した「文化施設見学説明書」で十分できますので、ボランティア説明員の活動に興味のある方のご連絡をお待ちしています。

1回につき交通費1500円を支給いたします。
申込み・問合せ 水産博物館 ☎22-6187



図書館のすてきな窓

電子図書館サービスはじまります！

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で長期臨時休館があり、皆様には大変ご不便をおかけいたしました。

この度、新型コロナウイルス感染症対策のための交付金を活用して電子図書館を導入することになりました。2月3日(水)から利用開始を予定しています。詳しくは町および図書館のHPをご覧ください。

〈電子図書館ってなに？〉

デジタルデータで作成された出版物を電子書籍といいます。その電子書籍をインターネット経由でパソコン、スマートフォン、タブレットを使って、検索・貸出・返却・閲覧できるサービスが余市町電子図書館です。いつでもどこにいてもご利用できます。

〈どんな種類の電子書籍があるの？〉

小説、エッセイはもちろん、ビジネス書、料理・健康に関する実用書、絵本・児童書のほか、外国語のものなどがあります。

(余市町図書館が所蔵している図書とは別のものです。)

〈利用できる方〉

余市町内に在住、在学されている方で余市町図書館の利用者カードをお持ちの方。利用者カードをお持ちでない方は、ご本人・ご住所を確認できるものをご持参の上、お申込みください。

電子図書館にアクセスするためにはIDとパスワードが必要で、来館ができない方については、代理の申請も可能ですので詳しくはお問合せください。

〈利用案内〉

- ・貸出点数は一人3点まで
- ・貸出期間は2週間(※貸出延長は1回まで可能です。貸出期限を過ぎると自動的に返却されます。)
- ・予約点数は一人3点まで(※予約の取り置き期間は3日間です。)

おはなし会

日時 2月13日(土)、27日(土)

①午前11時〜 ②午後2時〜

テーマは「雪であそぶ、雪をたのしむ！」

外は雪！寒いけど、元気にたのしもう！絵本をみながら体をいっぱい動かしてみよう！

※コロナウイルス感染症対策を講じた上、実施しています。

英語deおはなし会

〜紙上公開編〜

『ハロー、エブリバディ：』という外国語指導助手(ALT)の先生の爽やかな挨拶から始まって、英語での絵本の読み聞かせのあと、参加してくれた皆さんと一緒に英語の歌を歌ったり、ゲームをしたり、存分に英語に浸る好評のイベントでしたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催を見送りました。

しかし、なんとか英語の楽しさを伝えることができなかつと知恵をしぼり、ALTのマリアン先生の協力を得て、紙上公開編として、内容を印刷物にてお届けします。

興味のある方、おうちでお子さんと一緒に遊んでみたい方には無料でお配りしますので、カウンターでお申し出ください。絵本『おおきなかぶ』の英語版、英語のなぞなぞや英語の歌など、いろいろと面白い内容を盛り込みましたので、みなで楽しんで活用してください！

忘れないで！あのとときのこと！

〜資料で振り返る東日本大震災〜展示

2011年3月11日午後2時46分を覚えていますか？東日本大震災が起こったときです。あの日から10年。今年もまた3月11日が巡ってきます。この間、災害復興は進められていますが、時間とともに様々な出来事が風化されています。

図書館では「忘れないで！あのとときのこと！〜資料で振り返る東日本大震災〜」と題して、関係の本を展示します。被害を伝える写真集をはじめ、関連のルポルタージュや題材とした小説など多くの本を用意しました。貸出もしていますのでぜひご利用ください。(3月末まで展示予定)

開館時間 午前10時〜午後6時30分
問合せ 図書館 ☎22-6141
<https://www.yoichi-lib-UNET.ocn.ne.jp/>

今月の休館日 毎週月曜日・2月2日(火)、3月2日(火)は図書整理日

公民館生涯学習教室の紹介

余市町寿大学

〜学習・サークル活動を通して

健康づくり・仲間づくりを促進〜

沿革

寿大学は、余市町在住の満60歳以上の方を対象として昭和46年から毎年開設している公民館生涯学習教室で、令和3年度には開校50周年を迎えます。

学習・サークル活動

本大学は、学生相互の学習と親睦を促進し、自らが積極的に生きがい追求する場として、生活・健康・安全・歴史・音楽など幅広い分野の学習講座を開催しています。

入学者数は60名前後ですが、大学には卒業がないので毎年入学される方が大勢います。閉講式では、学生の皆さんの努力の証として、修了証のほかにも皆勤賞・精勤賞を設けて表彰しています。

また、サークル活動(詩吟・民謡・歌声・カラオケ)も月2回自主的に運営されています。

自治会活動

学生が中心になって行う自治会活動は、親睦的行事(新年を寿ぐ会・お別れ会など)や長寿はりきり運動会・研修旅行の企画・運営等を行い、交流を深める場となっています。



▲1階展示ホール「生涯学習教室コーナー」に、令和元・2年度に実施した学習講座の受講風景写真を掲示

《募集案内》
広報3月号生涯学習だよりに募集要項を掲載しますのでご覧ください。

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

・瀬戸株式会社

一金 100,000円

●図書館図書購入費用の一部として

・ボランティア団体コスモグループ

一金 90,000円

●余市町ふるさと応援寄附金として

・前澤 友作

一金 5,000,000円

統計調査員募集

余市町内でできる 登録制のお仕事です

調査票の
配布・回収
などを行う仕事
です。

調査員事務を遂
行できる**20**
歳以上の健康な
方

申請書に必要な事
項を記入のう
え、**地域協働推
進課**まで提出し
てください。

※申請書は地域協働推進課もしくは余市町HPで入手
できます。

問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ
☎21-2142

よいちの人口

令和2年12月31日現在

人口 18,252人 (-24)
男性 8,512人 (-14)
女性 9,740人 (-10)
世帯数 9,777世帯 (-18)

●異動の内訳●
転入 27人
転出 36人
出生 10人
死亡 25人

※カッコ()内の数字は前月比

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

【税務課からのお知らせ】

～今月の**税**～

納期限

国民健康保険税 8期

2月25日(木)

夜間集合徴収所をご利用ください！

日時 2月25日(木)
午後5時30分～7時

場所 役場1階 税務課窓口
福祉センター本館(富沢町)
※納税相談も実施しています。



納め忘れの町税はございませんか？

令和2年度の町税の納期は今月の国民健康保険税
第8期ですべて終了します。

※ここでいう「町税」とは、町道民税、固定資産税、
軽自動車税種別割、国民健康保険税のことです。

税務課からの封筒は必ずご確認を！

町では、今月下旬に、町税を納付されていない方
に対して催告書を送付します。送付された方につ
きましては、内容をご確認のうえ、**指定期日までに必
ず完納**するようお願いいたします。期日を経過し、**滞納
状態が継続した場合、法律(地方税法等)に基づ
き滞納処分(預金、給与、不動産等の差押)となる
場合があります。**

納税相談はお早めに

税金は納期限までに納付することになっています
が、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分
割による納付など、個々の実情
に応じた納税相談を受けていま
す。詳しくは税務課納税グル
ープにご相談ください。



町・道民税の申告受付について

新型コロナウイルス感染症防止のため、次の点にご
協力をお願いします。

- ・マスク着用、手指の消毒にご協力ください。
- ・発熱等の症状がある時は来訪をご遠慮ください。
- ・混雑する時間を避けてご来訪ください。
- ・申告受付会場では一定時間ごとに換気を行います。
- ・郵送での申告も可能です。詳細は町ホームページ
をご覧ください。税務課課税グループまでお問
合せください。

別添の折込チラシ(黄色)もご覧ください。

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115
納税グループ ☎21-2116